（様式第7号）

**契約保証金免除申請書**

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

理事長　様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

今般、令和８年度から令和11年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構の保有資産の財産保険契約に関し、下記のとおり地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第26条第１項第８号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

当該財産保険に適用される契約約款については、主務大臣が認可した契約約款に基づく保険になります。

**地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程**

（契約保証金の納付）

第25条　会計規程第44条第１項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の５以上の金額とする。

２　第６条第２項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

３　契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

（契約保証金の免除）

第26条　契約責任者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める府の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。

二　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三　第３条、第４条第２項、同条第３項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去２年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五　不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六　契約金額が250万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。

七　国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

八　電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

九　不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

十　調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

十一　前各号に掲げるもののほか、その他契約責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

２　前項第３号の規定により契約保証金の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請を行わなければならない。